

■「PTA等共済だより」が1周年を迎えました！

教育委員会―共済団体他―文部科学省を繋ぐ情報共有ツールとして、平成24年3月15日に第1号を発行してから3月で1周年を迎えました。研修等で各地におじゃまさせていただき、各地担当者の皆さまが、不安や心細い気持ちで業務している姿を拝見しました。PTA事業での同僚や仲間はいても、共済については、多くても都道府県内2団体、都道府県内で他の制度共済の認可をとって実施している団体もありません。誰も相談する相手がなく悶々と悩まれる姿を見て、その一助になればと、この「PTA等共済だより」を皆さんを繋ぐもの、顔の見える情報共有となるよう、不定期発行ながらも、何とか月1回の発行を続けてまいりました。これも様々な形で協力していただいている教育委員会担当者様、団体担当者様のお蔭であります。今後も必要なサポートができるように、皆さんの生の声をお聞きしつつ、タイムリーな情報提供に心掛けていきたいと考えています。今後ともご愛読のほどよろしくお願いいたします。

発行1周年にあたり団体の皆さまからいただいた御感想や御意見等

- 貴重な情報をいつも有り難うございます。とは言うものの、本会はまだ共済事業が始まっていません（平成26年4月開始）ので、「共済だより」に掲載されている情報に、まだ現実も意識も知識も追いついていない状況で「監督指針・検査マニュアル～ポイント解説」や「立ち入り検査に向けて」等の記事を読んで、（事業が始まると）なんか大変そうだなあ(ー;)と、窓の外のを眺めながら小さな胸を痛めているのが現況です。今後ともご指導をよろしくお願いいたします。（山梨県高等学校安全互助会 事務局長 跡部和）
- いつも大変役立つ情報が載っているためになります。又、各団体の事情などが分かりとても楽しみにしております。（青森県高等学校安全互助会 事務局次長 田辺典忠）
- 楽しみにしています。FAQや検査マニュアルは必ず目を通しています。共済事業にかかわることは初めてのことで、事業の適正運用は会員の信頼性を得る上で極めて大切な事だと思っています。そのためには共済事業に対する理解を深め、役員、事務局員が一丸となって健全性を担保しなければなりません。「PTA共済だより」はタイムリーな情報として、業務遂行に役立っています。今後ともよろしくお願いいたします。（新潟県PTA安全互助会 事務局長 駿河仁志）
- 一周年早いですね。当会は福岡県でたったひとつのPTA等共済団体。身近で、情報を共有できることが難しい状況下です。他県の動向や詳細な情報を得ることができる貴重な紙面です。これからは、皆さんどんどん寄稿してください。情報交流の場にしましょう。（福岡県高等学校安全振興会 事務局 土屋和美）
- PTA等共済だよりは、各共済団体の現状や共済法の留意点等が、わかりやすく記載されているので、いつも励まされたり、勉強になります。当会では、共済制度のことをより多くの会員さんに知っていただくために、ホームページに掲載させていただいております。これによって、多くの会員の方々が、共済事業を深く理解していただけるようになりました。本当にありがとうございます。また、不断のご努力で、継続的に便りを発行していただきますことに、深い感謝を申し上げます。今後も、引き続きPTA等共済だよりの発行を楽しみにしております。（埼玉県PTA安全互助会 事務局長 森屋敏江）



弘前城
桜のトンネルと岩木山

- 北へ南へと私達団体の為に身を粉にして研修をして下さり、そこで現場を見、耳を傾け、課題等を単に個別の団体のものというのではなく、他の団体も含めて共通のものとして、様々な形で解決に導いていただきました。この『共済だより』も、現場の声をしっかり聞き、携わる私達への吉谷さんの熱い思いの賜物だと思います。沖縄県は昨年、無我夢中でスタートしましたが、今後経過するなかで、不都合な部分が出ないとも限りません。いつもの確かな回答をして下さる吉谷さんがいつまでも、文科省にいらっしゃる事を切に願って止みません。（沖縄県PTA連合会安全委員会 上原和歌子）
ありがとうございました。

■ FAQ Q1：現在、民間保険会社との団体契約によって実施している損害賠償責任保険をPTA等共済事業として実施することは可能でしょうか？

A1：PTA等共済法に基づき実施する共済事業は、児童生徒等、青少年、保護者、教職員その他の者、補償の対象となる本人の災害（負傷、疾病、障害又は死亡等）に関して、共済掛金の支払を受け、共済金を交付する事業です。（法第2条第3項）第三者や物への賠償責任については、PTA等共済事業として実施することはできません。一般事業（共済事業以外の事業）として、その保険料を含めた会費を徴収し実施することは可能です。

Q2：要保護の児童生徒等を加入させることはできますか？加入にあたっては、共済掛金を徴収しない又は減免等を行う予定です。また、PTA活動に講師として招いた指導者も加入対象としてよろしいでしょうか。共済掛金を受け入れることは考えていません。

A1：被共済者の範囲は、法の範囲内であれば団体の判断に委ねられます。法律上、共済掛金を徴収しない者を被共済者から除外しなければならないとはしていませんので、共済規程（共済約款）にその旨を明記し、行政庁の認可を受けることができれば、共済掛金を徴収しない者であっても、共済事業に加入させる（被共済者）ことは可能です。特定の者に対して不当な差別的な取扱いをするものにならないように注意が必要です。

■ おしらせ

- 今年度も理事会、団体内研修・勉強会への講師派遣も行ってまいります。お早目に御相談ください。
- 3/17に都道府県教育委員会宛に、来年度の共済事業認可申請の意向調査の依頼をしています。
- 4/1付けの共済担当の交代を踏まえてご報告いただくものです。何卒ご協力をお願いいたします。
- 次号から3回に分けて、PTA等共済法に基づく共済事業と税金について御紹介する予定です。

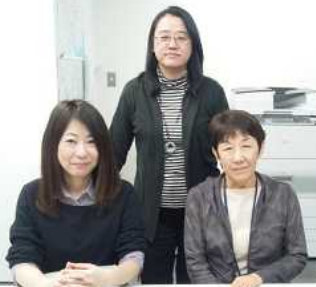
次号の発行は、
4月下旬。

- 第1回予定…公益法人一般、非営利が徹底された法人、法人税等
- 第2回予定…加入者に関係する税金（共済金、保険料控除等）
- 第3回予定…共済団体に関係する税金（登録免許税、印紙税、受取利子・配当等）

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう！

■ 共済団体のご紹介

公益財団法人 ボーイスカウト日本連盟（共済事業の認可日：平成25年11月7日）



ボーイスカウト日本連盟事務所の皆さん

財団法人ボーイスカウト日本連盟は、平成17年度から傷害共済制度を開始し、平成22年度に公益財団法人への移行に伴い、保険会社に委託する方式での「そなえよつねに保険」を運用してきました。その後、平成23年1月に「PTA・青少年教育団体共済法」が施行されましたので、平成24年3月ボーイスカウト日本連盟理事会は、同法に基づく共済事業に平成26年度以降に移行することとしました。

直ちに移行準備委員会を立ち上げ、文部科学省PTA等共済室のご担当者の方々と15回以上の打ち合わせを重ねました。その間、共済室の皆様から認可申請手続きの流れについて初歩からご説明とご指導をいただき、お陰さまで平成25年11月7日付で認可を得ることができました。感謝申し上げます。

加盟している全団に対して、共済事業の「手引き」等を配布しながら周知し、平成26年4月1日から「そなえよつねに共済」として、共済事業を開始する運びとなりました。また、事故データを「安全促進フォーラム」開催などで、事故防止対策にも有効活用していきます。ボーイスカウトらしい冒険的なプログラムの積極的な展開を支える共済として運用していきますので、今後ご指導のほどよろしくお願いいたします。（事務局：石井）

PTA等共済室

- 3月 5日（水） T P P交渉に関する説明会
（全国高等学校安全互助会連絡協議会と参加）
- 3月 9日（日） 北海道高等学校PTA連合会認可手続等研修会
- 3月14日（金） 茨城県PTA安全互助会認可手続等研修会
- 3月25日（火） 全国子ども会連合会コンプライアンス委員会



北海道高等学校PTA連合会



茨城県PTA安全互助会

■ 平成26年度のPTA等共済事業にかかる事務担当者会議(研修会)

平成26年度におきましても、6月と翌年2月の2回の事務担当者会議を予定しています。第1回の実施内容については、現在次のように検討しているところであります。赤字の部分については、参加される皆さまの御意見や御要望等もお聞きした上で最終的に4月末まで決定したいと思います。事業開始時期によっては、団体間での取り組みの進み具合に若干の差があることや、担当者等の異動や交代も想定し、基礎知識習得のための講座も検討しているところであります。

内容や実施方法について、御意見や御要望等がありましたら、共済室までお寄せください。（pykyosai@mext.go.jpまで）

（実施案の主な内容）異動等による担当者交代を想定し、中日に自治体や団体がともに参加できる基礎編を設定。

開催日	6 / 4 (水)	6 / 5 (木)	6 / 6 (金)
時間帯	13:00-17:00	13:00-17:00	13:00-17:00
対象	自治体担当者	自治体・団体担当者（新任者等向け）	団体担当者（認可後）
観点	ポイントを絞り、より実践的に	PTA等共済の基礎的知識の習得	認可後の適正運営に向けた実践
主な内容	PTA等共済法の概要解説 事業報告書の見方 決算報告書の見方 立入検査 事例発表や情報交換 等	認可申請までの流れ PTA等共済法逐条解説 モデル共済規程解説 認可申請書類の作成 事例発表や情報交換 等	コンプライアンス管理実践編 個人情報管理実践編 リスク管理実践編 業務報告書作成 事例発表や情報交換 等



★ 共済法だより1周年 ★

■ 安全普及啓発活動等の事例を募集

安全普及啓発活動は、共済事業以外では、唯一共済会計で実施できる事業です。災害を減らす取り組みとして意義のある活動・事業といえます。各法人の取り組みや工夫事例などがありましたら是非ともお寄せください。本共済だよりでご紹介させていただきます。



■ 編集後記

PTA等共済法は、保険業法改正の影響を受けたPTAや青少年教育団体又はそれらの特定関係団体が、一致団結し、超党派の国会議員の理解を得て動かし成立させた法律、制度です。先日、共済事業の運営に関して、ある方から次のような言葉をお聞きました。～先人の熱き心を思い出せ～

保険業法の改正の背景には、共済をめぐる様々な不祥事がありました。「以前はできたのに」「だんだん厳しくなる」とおっしゃる方も時々いますが、法の下で認可され実施する事業である以上、保険業や他の制度共済と同様の取扱いも必要になります。児童生徒等の為と動いた「先人の熱き心」を思いだし、規律ある運営が必要なのではないでしょうか。共済事業は継続することが前提です。繋いでいかねばなりません。団体及び行政庁側含め、多くの諸先輩が築き上げてきたこの制度を皆さんと一緒に守っていきましょう。（PTA等共済室：感謝と新たな気持ちの吉谷）